特集/中国における持続可能な流域ガバナンスと国際協力



| 中国の河川流域における水問題

「川流水の枯渇、洪水の頻発、改善の見済・社会的問題として深刻化している。 では河川流域をめぐる水問題が、政治・経通しがなかなかつかない水汚染など、中国

中国では降水の地域的、季節的、時間的中国では降水の地域的、季節的、時間的中国では降水の地域的、季節的、時間的中国では降水の地域的、季節的、時間的中国では降水の地域的、季節的、時間的中国では降水の地域的、季節的、時間的中国では降水の地域的、季節的、時間的中国では降水の地域的、季節的、時間的中国では降水の地域的、季節的、時間的中国では降水の地域的、季節的、時間的中国では降水の地域的、季節的、時間的中国では降水の地域的、季節的、時間的中国では降水の地域的、

海河では五六・七%にも達する。 を表した二○○四年環境状況公報による七大河川流域の水質状況を示したものである。 飲料水源となりうるⅠ類からⅢ類の河川断面の割合は平均で三六・三%にすぎず、最も少ない淮河では一九・八%である。また、も少ない淮河では一九・八%である。また、も少ない淮河では一九・八%である。また、も少ない淮河では一九・八%である。また、も少ない淮河では一九・八%である。

権限を付与し、断流の防止を図っている。年に黄河水利委員会に上下流間の流量調整に対して国務院(中央政府)は、一九九八二二六日間にわたって「断流」した。これの一九九七年には総延長七○○キロ、連続年のように本流の流水が枯渇し、ピーク時年のように本流の流水が枯渇し、ピーク時年

還湖)が進められるようになった。 還湖)が進められるようになった。 一九九八年には、長江、嫩江、松花江と 国土の南北をまたいで歴史的に未曾有の大 株の乱伐や中流部での湿地の消失などの生 株の乱伐や中流部での湿地の消失などの生 を環繁に取り上げられ、洪水対策の最中に、 を通知を発した。さらに洪水対策が一段落 したのち、急傾斜地など生態環境破壊の著 したのち、急傾斜地など生態環境破壊の著 したのち、急傾斜地など生態環境破壊の著

伴うダム建設に反対するジャーナリストやすでに着工されている。他方、自然破壊を北方に導水する大規模事業「南水北調」が北方に導水する大規模事業「南水北調」が中国でも渇水や洪水への対策として、水中国でも渇水や洪水への対策として、水

一九九〇年代に入り、黄河は毎

などの声を意識してのことであろう。などの声を意識してのことであろう。などの声を意識してのことであろう。などの声を意識してのことであろう。などの声を意識してのことであろう。などの声を意識してのことであろう。

二○○四年七月には、淮河流域の上流部で降った豪雨を受けて洪水防止のために水で降った豪雨を受けて洪水防止のために水門を開けた際に、蓄積されていた汚水が下門を開けた際に、蓄積されていた汚水が下門を開けた際に、蓄積されていた汚水が下り、下流の湖では水産品の経済損失額が三億元を超えた。これは一○年前に起きた水億元を超えた。これは一○年前に起きた水が下海では水汚染に起因すると疑われるが域村落では水汚染に起因すると疑われるが域村落では水汚染に起因すると疑われるがは村落では水汚染に起因すると疑われるがは村落では水汚染に起すると見していることを、地元のNGO(淮河衛士)による協力のもと、中国中央テレビ局(CCTV)が番組で取り上げ、大きな反響を呼んだ。政府は一○日直しを余儀なくされている(参考文献見直しを余儀なくされている(参考文献

大塚健司

中国における持続可能な流域ガバナンスと国際協力



で流域とは

河川の本流

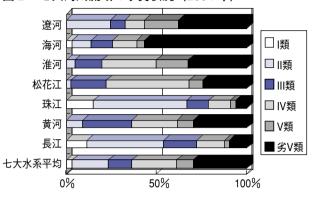
・支流、

湖

び関連する国際協力事業の課題を検討し、

中国における持続可能な流域ガバナンスと国際協力

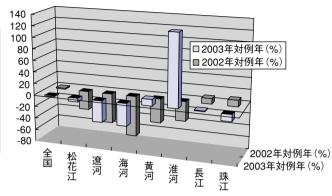
七大河川流域の水質状況(2004年)



(出所) 2004 年中国環境状況公報・淡水環境(http://www.zhb.gov.cn/)より筆 者作成。

(注) Ⅰ類:水源または国家自然保護地域、Ⅱ類:生活飲用水 1 級保護地域、Ⅲ

図 1 主要流域における流量変化



(出所)中華人民共和国水利部編『中国水資源公報 2003』中国水利水電出版社、 2004年、表3より筆者作成。

類:生活飲用水2級保護地域、IV類:工業用水、V類:農業用水などに適用。

図る、 張する gement = IWRMもとづき、 能な流域ガバナンスは、 管 日本水フォーラムによると、IWRMが主 際会議や国際組織において主張されている 水関連部門を統合的に考慮する、 法決を探るための分析枠組といえる。 (とりわけ水循環を) 害関係者 理 (Integrated Water Resource Mana 水問題の解決をめぐっては、 ことである 「統合」とは、 流域レ (ステークホルダー) ベル (参考文献②)。 の必要性が多くの国 での 考慮する、 ①自然界を統合的に IWRMの理念に 水・環境問題の 統合水資源 ③様々な ②様々な の関与を 持続可

識されるに至っている。 河川流域における水問題は、 政府のみならず広く社会各層に認 生態環境危機

このように、

九九〇年代以降、

持続可能な流域ガバナンスとい

ガバナンスを、 方、と定義しておく。 して行う、流域の管理 の利害関係者(ステークホルダー) 実現するために、政府各部門及び社会各層 を提示したい。ここでは、持続可能な流域 ている水問題を考える手掛かりとして、 全・再生を図りながら、社会経済の発展を 持続可能な流域ガバナンス」という視点 以上のような、 流域において生態環境の保 中国の河川流域 利用・保全の が直 が協力 あり 冨

中国の サブシステムとする地理的単位である。 沼 灌溉用水、 流域ガバナンスの構造を分析す ①流域管理組織·制度、 その他 の自然・人工水系を

· 費用負担、

③政策過程における公

衆参加、 地域住民などの意見を反映させることが求 と保全が法の目的として追加されると同時 ガバナンスの構造変化である。 ているが、これは、上記①と③を通底する ルダーの参加による流域委員会が設置され められた。現在、各地で様々なステークホ 川管理者のみならず、地方公共団体の長や 日本では、 河川整備計画の策定にあたっては、 という三つの要因に注目する。 利水に加えて、 九九七年に河川法が改正さ 河川環境の整備 河

であり、 要因から切り離されて議論されがちである 題は、独立した財政・経済問題として他 文献③)、 中三カ国 る水源環境税が注目されるところである。 金調達・費用負担メカニズムが機能するの 的合意形成があってこそ、 あり -国における持続可能な流域ガバナンス及 また、②の資金調達・費用負担という問 幅広いステークホルダーの参加と社会 下本稿では、 日本の地方自治体で導入されつつあ 方が検討されるべきである。この点 またそれを可能とする組織・ [の専門家チームによる議論 及び本特集の各論文を踏まえ、 このような視点から日米 実効性のある資 制度

今後の国際協力のあり方を展望する。

①生態系的価値の内部化

て無視されがちである。性が、中国ではまだ多くの水利事業においするための前提として、生態系保全の重要まず、持続可能な流域ガバナンスを実現

題提起と社会的圧力にとどまっている。 「無常を完れる怒江(サルウィーン川の と流部)では、二○○三年に一三基にわたる一連のダム建設計画が発表された。それ に対して北京及び地元のNGOやジャーナ リストらが専門家の協力を得て、貴重な生 地系を守れとして反対キャンペーンを繰り 広げ、温家宝総理の命令によりダム建設計 画は一時停止となった。しかし、怒江のダム建設を含めて、水利事業においていかに な建設を含めて、水利事業においていかに な建設を含めて、水利事業においている。

また、淮河流域で見られるような水汚染 に起因すると疑われる深刻な健康被害の問題への対応も急務である。その被害の規模 を深度からすると、単に特定の汚染源と被 を引き起こす程度にまで達した帰結と考え を引き起こす程度にまで達した帰結と考え られる。被害の全体像とともに流域の自然 られる。被害の全体像とともに流域の自然

あり、国家環境保護総局の直接的関与はな 央関連行政部門が構成員となる領導小組 利部副部長が組長、流域四省を副組長、中 保護局が事務局、国家環境保護局局長と水 題をめぐっては、淮河水利委員会の水資源 置されていた。また、淮河流域の水汚染間 共有すらできていないのが現状である。 不可欠であるが、その基礎となるデータの いとされている。流域の水質管理において 会水資源保護局は水利部系統単独の管轄で などが行われた。しかし、現在、水利委員 染防止処理に関する事業計画の審議・策定 つて水利部と国家環境保護総局の共同管轄 水利部と国家環境保護総局の協力・調整が による水資源保護局が水利委員会の中に設 (リーダーチーム) が設置され、流域水汚 例えば、流域の水質管理については、か

③費用負担メカニズムの創出

五六億元の調達不足があり、下水処理場に五カ年計画(一九九六~二〇〇〇年)では、足をどう解決するかが、重大問題である。足をどう解決するかが、重大問題である。まず、流域管理事業における資金調達不

②流域管理行政の組織化

行もできない。 に留意する必要があろう(参考文献①)。管理事業は、水利 中央・地方間における税財政負担のあり方質のない委員会」 第九次五カ年計画ではそれが五七%メリカの River Ba- 全体総額の九二%と非常に高くなっているメリカの River Ba- 全体総額の九二%と非常に高くなっているメリカの River Ba- 全体総額の九二%と非常に高くなっているが数委員会とは異 こと、第十次五カ年計画ではそれが五七%メリカの River Ba- とを減されたことなど、事業投資をめぐるが表表がある。 に留意する必要があろう(参考文献①)。

理が不透明であることなどが問題視されて る水費では水管理の維持費がカバーできて がるのかにも、留意していく必要がある。 の費用負担メカニズムとして定着するか否 らに義烏市が総合管理費として一立方メー ある。浙江省において水不足に悩む義烏市 おり、新たなメカニズムが模索されている。 いないこと、また徴収された費用の使途管 大きな課題となっている。農家から徴収す かだけではなく、持続可能な水利用につな いる(『日刊中国通信』二〇〇五年二月二 トル当たり○・一元を支払うことになって た。ダムの維持・管理は東陽市が行い、さ 方メートル弱の水使用権を二億元で購入し がダムのある東陽市から毎年五〇〇〇万立 流の地方政府間における水使用権の売買で 一日)。このような試みが単に水資源開発 また灌漑区における水管理と費用負担も ④ステークホルダーの参加 新たな動きとして注目されるのは、上下

の参加の未成熟という問題である。すべてを通底するのが、ステークホルダー上記、持続可能な流域ガバナンスの課題

表1 中国の水資源・流域管理に関する最近の主な国際協力事業

協力主体	事業内容	実施期間 持続可能な流域ガバナンスへの貢献(期待)			
		年	流域管理組織・制度	資金調達・費用負担	ステークホルダーの参加
世界銀行 (WB)	タリム湖流域水資源管理	1998 — 2005	新疆ウイグル自治区内にタリム湖 流域水資源委員会を設置。	灌漑排水区に給水会社と用水戸協 会を設立。	流域委員会は自治区関係行政部 及び県政府が参加。用水戸協会 農民が参加。
	海河流域統合水・環境管理	2004 —	GIS を用いて水利部と国家環境保護総局間の水資源関連データの共有化を図る。	-	_
CCICED/WWF-China	流域総合管理研究(長江流域 総合管理に向けた政策提案)	2003 — 2004	国家発展改革委員会、水利部、環境保護総局、地方政府等による長 江流域管理機構の設置、「長江流域 水資源・水環境保護条例」の制定 等を提言。	貧困対策と生態補償メカニズムを 通して、退耕還林・還草・週湖地 域の代替生計問題を解決すること を提案。	各地域のステークホルダーが参
EU	遼寧省遼河流域水資源管理	1999 — 2005	点源汚染と面源汚染双方を考慮に 入れた水質モデルの解析により土 地・水資源利用計画の必要性を指 摘。	_	-
DFID — WB	水法改正支援	2001	2002 年に水法改正。	_	_
	参加型灌漑管理	2004 — 2008	水利部と国家農業開発弁公室によ る用水戸協会に関するガイドライ ン作成を支援。	民主的な用水戸協会の運営による 水利用の公平で効率的な費用負担 を図る。	特に貧困層の参加を重視。
JICA	水利人材養成	2000 — 2007	水資源管理を含む水利制度を末端 で支える、全国の初級・中級技術 者を指導する教育指導者の育成。	_	_
	大型灌漑区節水灌漑モデル計画	2001 — 2006	JICA 事業と連動する日中交流事業 を通して、日中の灌漑管理体制を 比較検討。	-	-
	水利権整備	2004 — 2006	遼寧省太子河流域のケーススタディを通した水利権制度の検討。	_	_
JBIC	河南省淮河、吉林省松花江・ 遼河及び黒龍江省松花江流域 の環境汚染対策	1997 —	各流域水汚染防止処理5カ年計画 等に基づき優先度の高い事業を対 象。	流域水汚染防止対策のため汚水処 理場や工場排水対策の設備等資金 を援助。	-
	甘粛省、新彊ウィグル自治区 水資源管理・砂漠化防止	2000 —	_	乾燥地域における節水灌漑のため の土木、設備等資金を援助。	_
	湖北省、江西省長江中流域の 植林	2003 —	_	長江中流域の植林機能回復と土壌 流失防止のため植林の資金を援助。	地元農民らが植樹から育成、管理 作業に参加。
ウェットランド・インタ ーナショナル中国	生物多様性、湿地、流域の統合管理(タリム湖、ピーコック河流域)	1999 —	_	-	地方政府、地域住民と協力して 湿地や流域の環境保全を図る。
オクスファム・アメリカ	雲南省参加型流域管理支援	2002 —	-	-	雲南環境 NGO グリーン・ウォーターシェッドによる参加型流域管理を支援。
ザ・ネイチャー・コンサ ーバンシー	雲南省流域環境保全	2003 —	-	-	雲南省政府、地元住民、研究機関などと協力して省内河川流域の5 物多様性と生態系の保全を図る。
ラムサールセンター・ジ ャパン	日中韓子ども湿地交流 (2004 年江蘇省大豊、2005 年黒竜 江省ザーロン)	2004 —	-	-	日中韓三カ国の子どもがそれぞれ の湿地の紹介などを行い、相互理 解を深める。

(出所) ラウンドテーブル(2004年6月16日北京)、事業報告書、ウェブサイトの情報などをもとに筆者作成。

まず、国際協力事業の協力主体としては、

水資源・流域管理に関する国際加する灌漑管理組織として、用水戸協会が加する灌漑管理組織として、用水戸協会が設立され、水費徴収事務の合理化が図られとなっている。となっている。

・合意・意思決定の場が欠けている。 中行政部門や地方政府による包括的な調整 大方政部門や地方政府による包括的な調整 機構の例があるものの、現在のところ、水 機構の例があるものの、現在のところ、水 機構の例があるものの、現在のところ、水

地で設立され、被害者の救済や政策提言活

また中国では有志による環境NGOが各

出されることが珍しくない。

また、先に挙げた水管理の費用負担が課

境をめぐり政府及び事業者とNGOが対立怒江におけるダム問題のように、開発と環動を行う団体も現れているものの、例えば

する場面では、NGOが対話の場から閉め

①国際機関(世界銀行、中国環境開発国際協力委員会〔CCICED〕)、②政府機関協力委員会〔CCICED〕)、②政府機関協力委員会〔CCICED〕)、②政府機関協力委員会〔CCICED〕)、②政府機関協力では、「DI、イギリス国際開発省〔DFID〕、エットランド・インターナショナル中国、リカ、ザ・ネイチャー・コンサーバンシー、リカ、ザ・ネイチャー・ジャパン)などが挙ラムサールセンター・ジャパン)などが挙ラムサールセンター・ジャパン)などが挙げられる。このように、中国の水資源・流域管理に対する国際協力において多様な主体が活動している。

を利用してデータの共有化を図る試みが注 などが顕在化している問題に対し、GIS 管轄する国家環境保護総局の不調和・対立 利事業を管轄する水利部と水質保全行政を おける水質管理をめぐって、河川流域の水 河流域総合水・環境管理事業では、流域に 目される。また、同じく世界銀行による海 括的な流域管理組織として今後の動向が注 るような委員会組織を設置する試みであり、 政区域内ではあるが、流域管理を可能とす における流域水資源委員会の設置は、一行 えば、世界銀行による新疆ウイグル自治区 域管理組織・制度に関する支援である。 ステークホルダーの参加がある初めての包 自治区内の関係行政部門や県政府から成る 水利行政部門の下部機構としてではなく、 「委員会」組織であることが重要である。 最も重点が置かれている協力分野は、

資金調達・費用負担メカニズムに対する

多様な主 とするものである。

「安様な主 とするものである。

「安様な主 とするものである。

「安様な主 とするものである。

「安様な主 とするものである。

「安様な主 とするものである。

また、国際NGOは、流域住民を含めたローカルなステークホルダーの参加に重点でリーン・ウォーターシェッドは、オクスグリーン・ウォーターシェッドは、オクスファム・アメリカの協力により、ダム建設下定地の住民と、すでにダム建設により移転対象住民の意識啓発を行うと同時に、住民らの声を、マスメディアを通して広く社会に訴える活動を行っている。

●国際協力の課題と展望

題の解決を図っていくようなケース・スタの課題は、必ずしも一朝一夕で解決できるのではないものの、それぞれの課題に対いくつか見ることができる。しかし、個別事業のパッチワーク的な積み上げだけでは不十分である。むしろある流域において、本学のがある。むしろある流域において、個別の解決を図っていくようなケース・スタースを図り、

手薄感があるのが資金調達・費用負担メカ 手薄感があるのが資金調達・費用負担メカ にズムの創出への支援であり、組織・制度 整備及びステークホルダーの参加とセット で考えていくことが必要であろう。その際、 日本の過去の経験のみならず、最近の制度 ひ革のもとで進められている様々な試みも ヒントになるであろう。

また、中国はいくつかの国際河川の最上、流国にあたるが、国際河川流域間の協力を、うに展開していくかも重要である。その際、うに展開していくかも重要である。その際、でに展開していくかも重要である。その際、流量、水質、生物多様性など、水系生態環境の保全を目的とした国際協力を、国家間だけではなく、流域における直接のステークホルダーである地方政府や住民の参加により進めていくことが求められよう。

新領域研究センター) (おおつか けんじ/アジア経済研究所

《参考文献

①大塚健司「再評価を迫られる中国准河流①大塚健司「再評価を迫られる中国准河流

(3) http://www.waterforum.jp/jpn/iwrm/

© Turner, Jennifer L. and Kenji Otsuka eds. Promoting Sustainable River Basin Governance: Crafting Japan-U.S. Water Partnerships in China, IDE Spot Survey No.28. IDE-JETRO 2005.